ASAHI NEWS

令和6年7月10日
第172号

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

■■■ ７月の主な予定 ■■■

税務・会計

7月10日：源泉所得税（納期特例分）の納期限

7月16日：所得税の予定納税の減額申請期限

7月31日：所得税の予定納税額の納期限（第1期分）

経営・経済

7月　3日：新紙幣発行

7月18日：24年上半期の貿易統計発表（財務省）

7月18日：欧州中央銀行(ECB)定例理事会（独フランクフルト）

7月19日：全国消費者物価指数発表（総務省）

7月30日：日銀金融政策決定会合（日銀、31日まで）

7月30日：有効求人倍率発表（厚労省）

ASAHI NEWS （資産税）
令和6年7月10日発行

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

「申告書等の控えへの収受日付印の押なつ廃止」

令和6年1月4日、国税庁は令和7年1月から申告書等の控え書類に収受日付印の押なつを行わないことを公表しました。そこで今月号では、「申告書等への収受日付印の押なつ廃止」について取り上げます。

押なつ廃止の背景と対象文書について

参考：国税庁「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」

背 景

参考：相続税申告時の収受日付印

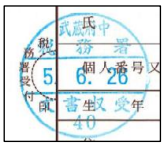

国税庁は納税者の利便性向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直しを行い、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）化を進めています。

昨今のe-Tax利用率向上や、今後もe-Taxの利用拡大が見込まれること、DX化の取組の進捗も踏まえ国税に関する手続き等の見直しの一環として、**令和7年1月から申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない**こととしました。

対 象 文 書

対象となる「申告書等」とは、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局、税務署に提出されるすべての文書をいいます。

申告書等の提出事実等の確認方法について

令和6年12月までは上記で示した収受日付印にて提出事実や提出日が確認できますが、**令和7年1月1日以降は押なつが廃止される**ため、国税庁では下記の方法により提出事実等を確認する旨を公表しています。

確認方法	内容
e-Tax	電子申告した後にメッセージボックスに格納される受信通知に記載される情報で確認することが可能。
申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）	所得税の確定申告書、青色決算書等について、書面により提出している場合でも、パソコン等からe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することが可能。
保有個人情報の開示請求	税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することが可能（手数料は300円/オンライン申請の場合は200円）。
税務署での申告書等の閲覧サービス	税務署の窓口で、納税者が過去に提出した申告書等を閲覧することが可能。
納税証明書の交付請求	納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得することが可能。
リーフレット（令和7年1月以降の当分の間の対応）	窓口で交付する「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法を案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」が記載されており、希望者は交付を受けることで提出日等を確認することが可能。

金融機関や行政機関への対応について

金融機関や補助金等を担当する行政機関から収受日付印が押なつされた申告書等の提出を求められる場合がありますが、国税庁側から今般の見直しについては金融機関等への事前説明を行っており、令和7年1月までの間、周知・広報に努めていく旨が公表されています。

なお、令和7年1月以降において、収受日付印の押なつされた申告書等の控えの提出を求める各種機関を把握した場合、国税当局から個別に説明を行う旨も公表されています。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

ASAHI NEWS （法人税）
令和6年7月10日発行

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

暗号資産の評価方法の見直し等

活発な市場が存在する暗号資産を法人が保有する場合、税務上は期末で時価評価が必要ですが、一部の暗号資産については期末時価評価の対象外とする見直しが行われました。譲渡制限がついている場合など一定の暗号資産だけが時価評価の対象外となったため、譲渡制限がついていない短期の運用目的で保有する暗号資産については、従来通り時価評価が必要となりますので、ご注意ください。

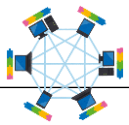

評価方法の改正

	改正前		改正後	
	区分	評価方法	区分	評価方法
活発な市場が存在する暗号資産	① 以外	時価法	② ③ ④ 以外	時価法
			②：特定譲渡制限付暗号資産	原価法または時価法
			③：②のうち自己発行暗号資産	原価法
	①：特定自己発行暗号資産	原価法	④：特定自己発行暗号資産	
上記以外の暗号資産			同左	

①④・・・自己発行暗号資産で発行時から継続して譲渡制限その他の条件が付されている一定のものをいいます。
②・・・法人が保有する活発な市場が存在する暗号資産で、一定の譲渡制限その他の条件が付されていること、その条件が付されていることを暗号資産交換事業者が認定資金決済事業者協会を通じて公表するために必要な手続きを行っていることの2要件に該当するもの

出所：国税庁 「令和6年度法人税関係法令の改正の概要

活発な市場が存在する暗号資産（市場暗号資産）が時価評価を必要とされていたのは、市場暗号資産は売却・換金が容易であり、保有し続けなければ事業を継続できないような資産ではなく、課税所得が多額となると見込まれる事業年度に含み損のある暗号資産だけを譲渡するといった租税回避行為が想定されるなどの理由からでした。

一方、自己が発行し、保有する暗号資産は、「含み損のある暗号資産だけを譲渡するといった租税回避行為が想定される」ものとは必ずしもいえません。令和5年度の税制改正では、特定自己発行暗号資産について、「売却・換金が容易」な状態ではないことの要件として**譲渡制限が付されていること等の要件**を設けることにより、期末時価評価の対象から除外することとされました。

そして、今回の令和6年度の税制改正では、**暗号資産の発行者でない法人が市場暗号資産を継続して保有するケースでも期末評価方法に原価法が選定できる**ようになりました。ただし、上記の表の「**②特定譲渡制限付暗号資産**」**に該当することが必要**で、一定の条件を満たす必要があります。

特定譲渡制限付暗号資産とは

一定の譲渡制限（**特定条件**）が付されており、その特定条件が付されていることを認定資金決済事業者協会を通じて公表するための通知手続きが取られていることが必要となります。この**特定条件**は移転制限のための技術的措置が取られていること、または、一定の要件を満たす信託財産とする措置が取られていることが必要ですが、いずれも措置が解除されるまで概ね1年以上であることが求められます。

改正の影響

暗号資産の発行法人でない法人でも市場暗号資産を継続的に保有するケースに対応するための改正がおこなわれましたが、上記のようにすべての暗号資産が対象でなく、条件は厳しいものとなっております。自社の保有している暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産に該当するかどうか、慎重に確認することが必要です。

暗号資産については上記の他にも、マイニング、ステーキング、レンディングに係る収益・費用の考え方や消費税など判断に迷う論点があります。
ご不明な点は、弊社担当者へお問い合わせください。